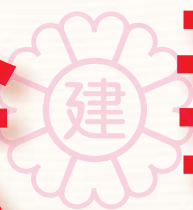


会報



宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



初春のお慶びを
申し上げます

新春を迎え

平素のご厚情を深謝し

皆様のご健康とご多幸を

お祈り申し上げます



1

2013.JAN

No.459

目 次

◇年頭のご挨拶	
社団法人 宮崎県建設業協会 会長	永 野 征四郎…………… 1
宮崎県知事	河 野 俊 嗣…………… 2
宮崎県議会 議長	外 山 三 博…………… 3
宮崎県県土整備部長	濱 田 良 和…………… 4
一般社団法人 全国建設業協会 会長	浅 沼 健 一…………… 5
◇平成25年 1 月、2 月の行事予定 ……………	6
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（12月分） ……………	7
◇県協会会員の動き……………	7
◇宮崎県建設業協会	
1. 第9回常務理事会議事録……………	8
2. 第9回宮崎県県土整備部との意見交換会……………	9
3. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について……………	11
4. 住宅セーフティネット整備推進事業について……………	12
◇雇用改善コーナー	
1. 宮崎県産業開発青年隊への求人申込みについて……………	14
2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！ ……………	15
3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金……………	16
◇協同組合	
1. 金融事業のご案内……………	18
◇技士会	
1. 平成25年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内 ……	19
2. 全国技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の履歴申請について……………	19
◇建退共	
1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）について ……	20
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分） ……………	21
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（11月分） ……………	21
◇建災防	
1. 会員証明書と計画的な有資格者育成について……………	22
2. 平成25年度の各種技能講習の特徴について……………	22
3. 宮崎労働局からのお知らせ……………	24
◇火薬協会	
1. 平成24年火薬類事故（速報） ……………	25
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）……………	26
2. 中間前払金制度のご案内……………	27
3. 保証ファクタリングのご案内……………	28
◇講習会のご案内	
1. 1・2級建設業経理士「登録講習会」の開催について ……………	29
2. 平成24年度 2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内 ……………	30
◇書籍等のご案内	
大成出版社からの書籍のご案内……………	31

新年のご挨拶



社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 永 野 征四郎

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の温かいご指導、ご協力を賜り、本会の業務運営も円滑に推進することができました。

ここに改めて深くお礼を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、「コンクリートから人へ」という政策のもと約3年3ヶ月続いた政権に終止符が打たれ、先行きに不透明感が残るものの、株価も上昇するなどして、明るい兆しを垣間見ることができた1年を納められたのではないのでしょうか。

公共事業は、社会から真の理解が得られていないのが現状ではありますが、昨年の12月に発生いたしました中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故は、インフラの維持・補修が如何に大事であるか認識させられたものでありました。

また、ご承知のとおり、本県はインフラ整備が遅れている数少ない県であり、東九州自動車道も全線開通には至っておりません。高速道路を含むインフラは、東日本大震災で救援ルートとして効果を発揮した事例もあり、将来、南海トラフ地震が想定される中、高速道路ネットワークのミッションリンクの早期解消や早期整備・完成に向け最大限の努力を望む次第であります。

このことも含め、本会は、今年の衆議院議員選

挙において、候補者を推薦するにあたり、過去に前例のない要望を候補者に求め、今回推薦をいたしました。

これは、自由民主党への強い期待の表れでもあります。国土強靱化計画をはじめ、「真に必要な公共事業」の予算確保については、対外的な説明を含め、早期の可決・執行を願うものであります。

本会といたしましては、昨年8月、将来に向けた独自のビジョンを策定いたしました。概要といたしましては、「県民・地域社会のために」、「地域建設産業のために」、「協会会員企業のために」の3本柱のもと、県民の安全安心を最優先確保するための町医者的な活動や、地域の経済や雇用、災害対応に資するための諸活動の一つとして、若年労働者の育成・確保など、様々な活動を計画しており、既に行動に移しております。

我々は、このビジョンのもと、老朽化する社会資本の維持・補修を含むインフラ整備の担い手である業界の果たすべき役割を全うするため、県民の安全で安心な暮らしを守り、地域の信頼、社会の信頼に応えるために、これまで以上に地域に根差した活動を推進してまいり所存でございますので、引き続き、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。

新年を迎えて



宮崎県知事 河野 俊 嗣

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、日頃から県政の推進につきまして温かい御支援、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、相次ぐ災害に見舞われた本県が厳しい状況から立ち上がり、将来に向け希望の光を取り戻す「岩戸開き」の年とするため、県内経済の活性化や防災力の強化等に全力で取り組んでまいりました。

このような中、全国和牛能力共進会における宮崎牛の日本一連覇達成をはじめ、東九州自動車道「須美江～北川～延岡間」、「都農～高鍋間」の前倒しでの開通、WBC日本代表の直前合宿の開催決定など、明るい話題が続き、あたたかもく岩戸が開き、さっと明るい光が差し込んできたような思いがしております。

本年は、こうした良い流れに弾みをつけ、より強く明るい光が降りそそぐような希望の年にしてまいりたいと考えております。

このため、県では「復興から新たな成長へ」を合い言葉に、来年度の重点施策として、「地域経済の活性化」や「安全・安心でゆたかな地域づくり」、「新しい時代を切り拓く『成長産業』の育成」に取り組むこととしており、県内経済の本格的な回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築を目指してまいります。

さらに、東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨

大地震対策の被害想定結果が公表されたところであり、「災害に強い県土づくりの推進」にも取り組んでまいりたいと考えております。

そのためにも、社会資本の整備や災害時の緊急対応などに大きな役割を果たし、地域経済と雇用を支える建設産業の健全な発展を図ることが重要であります。

建設産業を取り巻く環境は、建設投資の大幅な減少や長期に渡る景気の低迷によりまして、大変厳しい状況が続いておりますが、県としましては、技術と経営に優れた地域の企業が伸びていける環境づくりを進めているところであり、引き続き、建設産業の実情を踏まえながら、きめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。

これからも、「対話と協働」を基本に、皆様の声に真摯に耳を傾け、本県が抱える課題の解決に向け、そして、確かな未来を築くため全力を尽くしてまいりますので、より一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が皆様にとりまして希望に満ちた明るい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさつといたします。



新年あいさつ



宮崎県議会

議長 外山 三 博

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

皆様方には、日ごろから、社会資本の整備を通じ、地域経済の発展に多大な御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

また、永野会長におかれましては、この度、長年にわたる御功績により叙勲の栄に浴されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後なお一層の御活躍を御期待申し上げます。

さて、我が国の経済は、デフレや円高の影響などにより、依然として厳しい状況が続いております。加えまして、本県では、口蹄疫等一連の災害により、地域経済が大きな打撃を受けておりますが、とりわけ建設業界は、長引く景気の低迷や公共事業の縮減などもあり、大変厳しいものとなっております。

しかしながら、建設業は本県の経済・雇用を支える重要な基幹産業であることに変わりはなく、県内産業の牽引役として大切な役割が期待されております。

これまでも、皆様方には、本県における相次ぐ災害の発生に際し、その復旧作業に全力で取り組んでいただいているところであり、また、東日本大震災や中央自動車道笹子トンネル天井崩落事故等を契機に、本県の競争力の維持・強化のための

社会資本の整備に加えて、防災・減災のための社会資本の整備や改修が県民の安全・安心なくらしづくりにとって喫緊の課題となっていることから、皆様方への県民の期待は大きなものがあると認識しているところであります。

どうか皆様方には、永野会長を先頭に、今後とも業界の着実な発展、ひいては本県の発展のため、なお一層の御尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

県議会といたしましても、昨年6月と9月の定例会において、防災・減災のための公共事業の実施及びその財政支援を求める意見書をそれぞれ採択したところであり、引き続き景気・雇用対策をはじめ、真に必要な社会資本整備や建設産業の振興などに、全力で取り組んでまいる所存であります。

結びに、貴協会の今後ますますの御発展と、皆様方の今年一年の御健勝、御多幸を祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。



新年を迎えて



宮崎県県土整備部長 濱 田 良 和

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の会員の皆様方におかれましては、日ごろから公共事業の執行はもとより、県土整備行政に対し格別の御理解をいただくとともに、県勢発展のために多大な御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去年は、「産業・雇用づくり」、「安全・安心な暮らしづくり」、「地域を支える人材づくり」の三つの柱を掲げ、県内経済の活性化や防災力の強化等に全力で取り組んでまいりました。

中でも、社会資本整備につきましては、県民の皆様方の「安全で安心な暮らし」の確保と、「経済・交流を支える基盤」、「快適で人に優しい生活空間」となる県土づくりを目指し、整備が遅れている道路、河川、港湾等の着実な整備を図ってまいりました。

このような中、東九州自動車道の県内区間におきましては、「須美江～北川～延岡間」及び「都農～高鍋間」が前倒しでの開通となり、さらに今後、「蒲江～北浦間」「清武ジャンクション～清武南間」の開通が予定されているところであります。

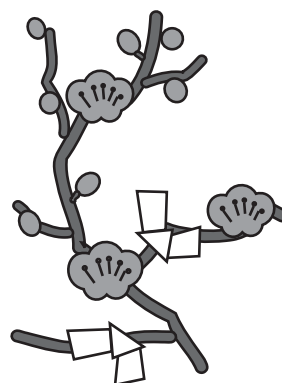
しかしながら、世界的な経済不安の中、我が国の景気や雇用情勢は依然として厳しく、先行きが極めて不透明な状況にあり、建設産業においても、建設投資額が減少傾向にあるなど、大変厳しい状況が続いております。

このため、県では、建設産業対策として、経営

相談窓口での助言や、新分野進出等の経営基盤の強化を図る建設業者の支援に取り組むほか、公共事業予算の確保や速やかな発注に努めるとともに、入札制度につきましても、地元の建設業者が受注しやすい地域企業育成型をはじめとする総合評価落札方式の拡充、地域要件の細分化など、幅広く意見を伺いながら、必要な見直しを図っているところであります。

今後とも、社会基盤の着実な整備を進めるとともに、技術と経営に優れ、地域に根ざした建設業者が伸びていける環境づくりなど、引き続き建設産業の健全な発展につながる諸施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、本県建設産業のますますの発展と皆様方の御健勝、御発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。



年 頭 所 感



一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一

平成25年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。平素は本会の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年一年は、震災からの復興の年でもありました。政府は、一刻も早い被災地の復興を成し遂げるため復興庁を発足させるとともに、復興を早く進めるため様々な支援制度を創設しました。そして、今なお果敢に復興事業が進められております。

しかし、今年の3月で発生からちょうど2年が経過しますが、本格復興に向けては、まだ相当の時間が必要だと思われます。被災地の復興・再生については、今後においても我々建設業界が気を緩めることなく、その中心的な役割を担うという責任感を持って貢献していかなければならないと考えております。

近年においては、多発する自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しております。また、昨年12月には中央自動車道笹子トンネルで天井板崩落事故が起こり、全国で老朽化が進む社会資本の維持管理への対応が、重要かつ喫緊の課題として認識されました。

これらのことは、脆弱な国土を持つ我が国の防災体制や危機管理体制および社会資本整備のあり方に根源的な問いを投げかけました。最近では、社会資本整備や公共事業の重要性など、国民の建設業に対する認識が少しずつ変わってきておりますが、今後は一層、建設業の必要性や責務をしっかりと国民・社会に対し発信していくことが重要だと思います。

また近年、若者の建設業離れが進み、このままでは日本が世界に誇る技術・技能の伝承ができなくなるだけでなく、将来の国民の安全・安心が担

えなくなると危惧されており、国土交通省が示した「建設産業の再生と発展のための方策2012」でも取り組むべき課題の一つに、技術者や技能者の確保・育成が挙げられております。

この問題についても、我々建設業が国民・社会から正しく理解され、働く人々が夢と希望を持ち、安心して将来を託せる魅力ある産業となることによって、業界全体で歯止めをかけていかなければならないと考えております。

我々建設業界は、社会資本の整備や維持管理などを通じて、経済の発展に貢献しつつ、国民の生命と財産を守り、地域の安全・安心を確保するという役割を担っており、その重要な役割は今後も決して変わるものではありません。このことをしっかりと心に重く受け止め、地域社会に必要な不可欠な建設産業を維持していくため、入札契約制度や建設生産システム改善に向けての提言活動および国民・社会に対する広報活動等について、47都道府県建設業協会と連携し、積極的な事業運営に邁進してまいりたいと存じます。

今年はいくまでの努力が実を結び、建設業界、さらには日本経済が活性化し、将来に向けての明るい年となることを期待するとともに、我々建設業界も一丸となって企業の社会的責任を果たして参る所存です。

最後に、各都道府県建設業協会、並びに会員企業の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。



平成25年 1 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木			
4	金	仕事始め	仕事始め	仕事始め
5	⊕			
6	Ⓜ			
7	月	官公庁等への新年挨拶		
8	火			
9	水			
10	木	情報化施工と工事成績評価UPのポイント セミナー（都城）		
11	金	情報化施工と工事成績評価UPのポイント セミナー（延岡）	小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（12日まで清武）	
12	⊕			
13	Ⓜ			
14	Ⓜ	成人の日	成人の日	成人の日
15	火			
16	水		基金納入告知書発送	
17	木			
18	金	宮崎県建設業協会常務理事会及び県との 意見交換会	基金企業年金連合会九州地方協議会総会 及び役職員講習会（福岡） 車両系建設機械（整地・掘削）運転技 能講習（19日まで清武）	
19	⊕			
20	Ⓜ			
21	月			
22	火			
23	水	宮崎県建設業協会 2 級建設業経理士受験 準備講習会（25日まで建設会館）		
24	木			全建協連企画委員会（東京）
25	金	建設産業人材確保・育成推進協議会全国 担当者会議（東京）	高所作業車運転技能講習 （27日まで延岡）	
26	⊕			
27	Ⓜ			
28	月			
29	火		基金企業年金連合会支払保証事業運営 委員会（東京）	
30	水	2 級建設業経理士「登録講習会」（建設会館）		
31	木		建災防九州・沖縄地区ブロック会議（福岡） 基金全国総合厚生年金基金協議会役員会 （大分）	

平成25年2月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	金		小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（2日まで延岡）	
2	土			
3	日			
4	月			
5	火	労働政策課事務指導		保証会社宮崎保証事業審議会（宮崎）
6	水			
7	木	1級建設業経理士「登録講習会」（建設会館）		火災保安協会九州ブロック会議（別府市）
8	金		不整地運搬車運転技能講習（10日まで清武）	
9	土			
10	日			
11	月	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	火			
13	水			
14	木			
15	金		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（16日まで清武）	
16	土			
17	日			
18	月		基金納入告知書発送	
19	火			
20	水			
21	木			
22	金	宮崎県議会2月定例会開会（3/21まで）	高所作業車運転技能講習（24日まで清武）	
23	土			
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			西日本保証㈱取締役会（大阪）
28	木			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（24.12月分）

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	1級（H25.2.7開催）・2級（H25.1.30開催）建設業経理士「登録講習会」開催のご案内	宮崎県建設業協会	PDF
2	2級建設業経理士に係る「受験準備講座」開催のご案内（25.1.23-25開催）	宮崎県建設業協会	PDF

【会員専用】

	項 目	所 管	形 式
1	24.11.1建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正について（基準、新旧対照表）	宮 崎 県	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き（11月26日～1月7日）

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	㈱ 松 本 組	代表者	松 本 汎 司	成 田 豊 盛

【退 会】

地区名	会社名	代 表 者 名
高 鍋	富 田 建 設 (有)	長 友 秀 彦
日 向	㈱ 北 斗 開 発	柏 田 日 出 夫

宮崎県建設業協会

1. 第9回常務理事会議事録

平成24年12月12日（水）午前11時から建設会館2階「委員会室」において、全役員出席のもと第9回常務理事会を開催した。

開会にあたり永野会長から、1年間の協会運営に関し、各地区協会長に対してお礼の挨拶を述べ議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき、前回の意見交換会で県から提案された「総合評価落札方式における若手技術者養成の評価について」本会の意見を諮った。

本会としては、若手技術者については、35歳以下の2級資格取得者であることを希望するが、A・Bクラスを含む全体的な若手育成のためには早急な結論は出せない。また、「VEの採用実績」は、簡易型だけに適用して、県から提案された「若手技術者の育成」は、特別簡易型に適用することを県に提案することが決定した。



永野会長挨拶

議題2 衆議院選挙推薦状交付に係る確約書について

永野会長が、資料2に基づき、衆議院選挙小選挙区の自民党候補者3名から推薦状交付時に、政策協定についての確約書をいただいたことを報告した。

議題3 官公庁年始挨拶まわりについて

永野会長が、恒例の官公庁年始挨拶まわりを1月7日（月）に正副会長に事務局が随伴して実施することを報告した。今回は土木施工管理技士会を代表して、竹尾技士会会長も参加することで決定した。

議題4 松澤 衛氏藍綬褒章受章祝賀名刺広告協賛について

永野会長が、資料3に基づき、宮崎県商工会連合会松澤会長の藍綬褒章受章祝賀名刺広告（宮日新聞）に、本会として協賛することを諮り、全会一致で承認された。

議題5 その他

・全建地域懇談会報告について

樫村事務局長が、資料4に基づき、地域懇談会の取り纏めと、全建会長会において採択された意見書が国交省と自民党本部に提出されたことを報告した。

・九州地方整備局における入札契約手続きの見直しについて

樫村事務局長が、資料5に基づき、九州地方整備局において、分任支出負担行為担当官（営繕部保全・指導監督室を含む）が発注する一般土木工事（特別簡易型、簡易型、標準Ⅱ型、施工能力評価型：Ⅰ・Ⅱ型）について、入札契約手続きの見直しが平成25年1月4日以降に公告、試行実施されることを報告した。



常務理事会

見直し：①技術提案書における業者名のマスキングの徹底

②予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直し

・拉致被害者救出に係る署名活動結果について

樫村事務局長が、資料6に基づき、拉致被害者救出に係る署名活動の協力を依頼したところ、建設業協会で6,500筆の署名が集まり、協会員並びに事務局へのお礼と、拉致議員連盟の丸山県議からお礼があったことを併せて報告した。

・工事現場における事故防止の徹底について

山崎副会長が、資料7に基づき、県北地区で工事現場での事故が多発したため、高千穂、日向、延岡の3地区会長の連名により事故防止の徹底について、会員企業向けに通知を行ったことを報告した。

・入札制度改革に関するアンケート調査について

岡田専務が、9月に実施した入札制度改革に関するアンケート調査について、県議会自民党入札制度PTから回収率アップの要請があったため、各地区協会長に未回収分の回収実施について協力をお願いし、承認された。

議題6 次回常務理事会の開催日について

永野会長が、資料8に基づき、次回常務理事会の開催日時（1月18日）と場所について報告した。

議題7 永野会長叙勲祝賀会について

樫村事務局長が、資料9に基づき、永野会長叙勲祝賀会の次第と出席状況について報告した。当日は発起人全員で来賓をお迎えすることが決定した。

以上、すべての議題を協議して終了した。

2. 第9回宮崎県県土整備部との意見交換会

平成24年12月12日（月）午後1時15分、建設会館5階「会議室」において、第9回意見交換会を開催した。

◇県土整備部

管 理 課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、申間主幹、宮田主査

技術企画課：前田課長、木下課長補佐、森主幹、原口主幹、岩切主幹、日高主査

◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長

淵上・林・仁科・河野・甲斐・竹尾常務理事

開会にあたり永野会長が、「意見交換会に毎月ご出席いただき、1年のお礼を申し上げたい。衆議院議員選挙の結果次第ではあるが、来年も良い方向に向かうことを期待したい。」と挨拶した。続いて、江藤管理課部参事兼課長が、「毎月の意見交換に感謝を申し上げる。11月の定例議会では、繰越し案件の執行について質問があり、上半期の執行率は50%と回答した。また、違算による入札中止が前年比より増加したため改善に努力したい。衆議院議員選挙後は公共工事拡大が予想されるが、県としても、ばらまき批判については防災・減災対策として工夫して対応できるように準備したい。」と挨拶された。



永野会長挨拶

議事に移り、前田技術企画課長から、県からの提案事項として「単価抜設計書への積算条件等の明示について」説明が行われた。

次の意見が出されたが、本提案については1月の意見交換会での検討課題になった。

本会の意見

- 計算できる部分まで記載されたら積算能力が低下する。また、点数も今まで以上に横並びになる。
- 若手からは、単価が明示されていないと間違いのもとになるため、明示が必要であるとの意見がある。

県の意見

- 明示をしていない項目への問い合わせを受けて解釈相違が生じると、平等性を欠くものになる。
- この提案は、違算を防止することにより、発注者と受注者双方の負担軽減を図るものである。
- この件では国交省は先行しているし、九州他県でも2～3県の実績がある。
- 県としてはシステム変更が生じるため早めに取りかかりたい。

永野会長が議長になり、意見交換会に移った。

永野会長が、前回の意見交換会の提案事項について、本会として、若手技術者は35歳以下の2級資格取得者であることを希望するが、A・Bクラスを含む全体的な若手育成を考えると早急な結論は出せない。また、「V Eの採用実績」は簡易型のみに適用して、県から提案された「若手技術者の育成」は特別簡易型に適用してもらいたいと回答した。

本議題について、本会の意見は次のとおり。

- 提案の対象となる特Aだけでなく、A・Bの若手をどのように育てるのが問題である。
- 国交省工事において、特Aクラスの企業は、既に2名配置している。
- 特AとAの250社のうち、V Eの評価を持つ企業は7社である。そのためV Eは取得した工種だけの評価にしてもらいたい。

県の回答は次のとおり。

- V Eは厳しい条件をつけて判定しているため、緩和的なものを内部で検討している。
 - 県としては、年齢は35歳以上を予想していた。次回の意見交換会で再び意見をいただきたい。
- 以上、意見交換会を終了した。



江藤部参事兼課長挨拶



意見交換会

3. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成 25 年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40 名 (男・女)		
	専 攻 課 程	20 名 (男・女)		
	計	60 名 (男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24 名) (専攻課程 12 名)	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年 9 月 10 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
	10 月 6 日 (土)	10 月 12 日 (金)	平成 24 年 10 月 1 日 (月)	
一般選考試験 I	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年 11 月 1 日 (木)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
	11 月 24 日 (土)	11 月 30 日 (金)	平成 24 年 11 月 19 日 (月)	
一般選考試験 II	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月 15 日 (火)	〃
	2 月 9 日 (土)	2 月 15 日 (金)	平成 25 年 2 月 4 日 (月)	
一般選考試験 III	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年 3 月 4 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
	3 月 22 日 (金)	3 月 25 日 (月)	平成 25 年 3 月 18 日 (月)	

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要 (各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10 : 00 ~ 10 : 20	受 付	10 : 00 ~ 10 : 20
説 明	10 : 20 ~ 10 : 30	説 明	10 : 20 ~ 10 : 30
面 接	10 : 30 ~ (1 人 10 分程度)	作 文	10 : 30 ~ 11 : 30
		面 接	11 : 40 ~ (1 人 10 分程度)

◎応募資格 I (入隊資格) 【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。)

昭和 56 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者 (平成 25 年 4 月 1 日現在で、18 歳以上 30 歳以下)】

1 施工管理課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格 II (選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が 95% 以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

4. 住宅セーフティネット整備推進事業について

民間住宅活用型 住宅セーフティネット整備推進事業 平成24年度 国庫補助事業

「住宅セーフティネット整備推進事業」は、既存の民間賃貸住宅の質の向上と、空家を有効に活用することにより住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を国が直接補助するものです。

住宅セーフティネット整備推進事業の要件について

補助を受けるための主な要件は以下の通りです。

1. 対象住宅

補助対象となる住宅は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む地方公共団体との連携が図られる区域内※で、1戸以上の空家（改修工事着工時点で入居者募集から3ヶ月以上人が居住していないもの）があること（戸建て・共同住宅は問わない）
 - ② 改修工事後に賃貸住宅として管理すること
 - ③ 原則として空家の床面積が25㎡以上であること
 - ④ 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するものであること 等
- ※区域については、裏面に掲載しているホームページでご確認ください。

2. 改修工事について

対象となる改修工事は、空家部分又は共用部分における「耐震改修工事」「バリアフリー改修工事」又は「省エネルギー改修工事」のいずれかを含む工事です。

工事種別	概要
耐震改修工事	現行の耐震基準に適合させる改修工事
バリアフリー改修工事	「手すりの設置」「段差の解消」「廊下幅等の拡張」「エレベーターの設置」のいずれかの工事
省エネルギー改修工事	「窓の断熱改修」「外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」「太陽熱利用システム設置」「節水型トイレ設置」「高断熱浴槽設置」のいずれかの工事

3. 改修工事後の賃貸住宅の管理について

改修工事を実施した賃貸住宅については、10年間は次の(1)～(5)等に従い管理することが必要です。（住宅の所有者が賃貸人でない場合は転貸人と確認書を取り交わすことが必要）

- (1) 改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者（下記の①～⑤に該当する者）とすること（募集を開始してから3ヶ月以上の間入居者を確保できない場合は、そのほかの者を入居させることも可能です。）
 - (2) 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
 - (3) 地方公共団体又は居住支援協議会から要請を受けた場合、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること
 - (4) 災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること
 - (5) 改修工事後の家賃について、都道府県ごとに定められる家賃上限額を超えないこと 等
- （例：東京都 111,000円、大阪府 106,000円、愛知県 94,000円）

住宅確保要配慮者

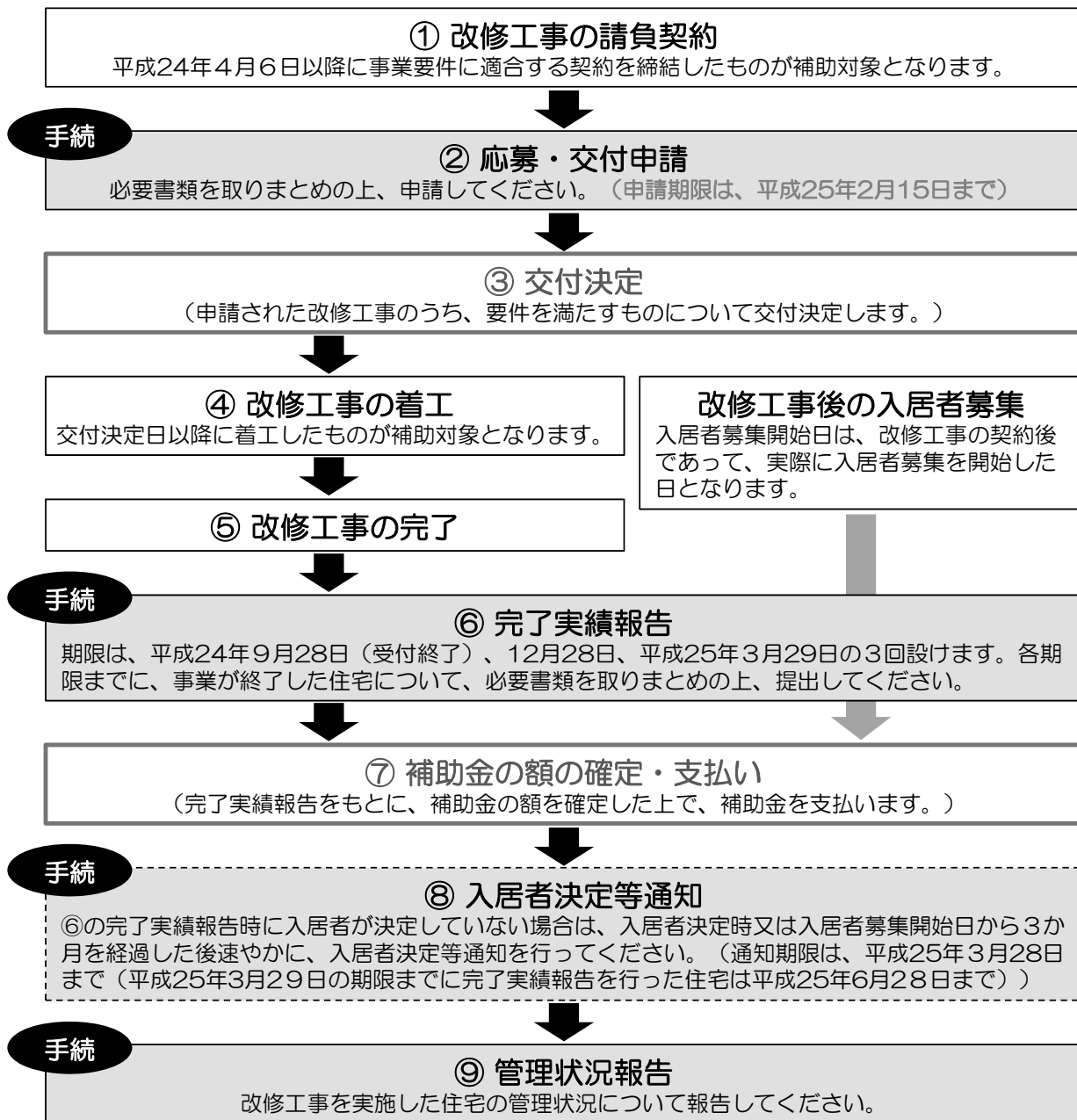
- ① 高齢者世帯 ② 障がい者等世帯 ③ 子育て世帯 ④ 所得が214,000円を超えない者
 - ⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯
- ① 高齢者世帯：60歳以上の単身の者、60歳以上の者とその配偶者等
② 障がい者等世帯：入居者又は同居者に身体障がい者、精神障がい者等がいる世帯 ③ 子育て世帯：同居者に18歳未満の者がいる世帯
④ 所得が214,000円を超えない者：所得とは、年間の所得金額から扶養親族控除などを控除した額を12で除した額です。世帯構成等により異なりますが、単身世帯の場合は年収約380万円以下、2人世帯（うち1名は扶養親族）の場合は年収約430万円以下がおおよその目安になります。
⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画に定めるもの

補助金の額、補助率について

【改修工事あたり補助額】改修工事費用の1／3（空家戸数×100万円を限度とします。）
※空家部分については、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事の費用のみが補助対象です。

事業の実施方法・進め方

事業の流れは以下のとおりです。補助事業者は、「手順」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。



問い合わせ先・応募・交付申請書類の提出先

名称：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室
(平成24年5月25日から申請受付開始)

住所：〒103-0027

東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル5F

電話：03-6214-5690

[受付：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00]

ホームページ：<http://www.minkan-safety-net.jp>

「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」と検索して下さい。

2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

平成24年4月1日現在

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、資金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者※)は90万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、資金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所に つき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、資金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受検資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方に求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

平成 24 年 4 月 1 日現在

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、賃金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・賃金の1/3 短時間労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・賃金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・賃金の1/2 (注)東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業者等(中小労働法)の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・賃金の1/2 (労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成)	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めのない労働者の雇入れ等を行い、Off-JTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 (震災対応分) 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成(Off-JTも助成対象) (県外高度訓練(震災対応)分) 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 (移籍特例分) 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、Off-JTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 (中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円) (震災対応分) Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、Off-JTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円 (県外高度訓練分) 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円(授業料等50万円、住居費40万円)を1年間の上限。 (移籍特例分) Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、Off-JTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出た場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小企業事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小企業事業主には30万円) 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円(中小企業事業主には60万円) 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円(中小規模事業主には40万円) ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小規模事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小規模事業主には30万円)	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設定、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3(2,300万円限度) 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3(運営形態等により限度額を設定) 増築又は建替えに要する費用の1/2(増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度) 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円限度) 【子育て期(子が小学校3年生まで)の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度等)の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が年12人以上の場合】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業主あたりの上限は300万円) 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2(導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円)	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金 (地域雇用開発助成金)	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇用入れた事業主に対する助成	【10道県:北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給(100人分まで限度) 【11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給(100人分まで限度)。	道県労働局 ハローワーク

(注1)各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。
(注2)中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

協同組合

1. 金融事業のご案内

1. 建設工事資金融資制度の概要・流れ

利用できる対象工事

県（特定・経常 J Vを含む）・市町村・公社等
国・公団・事業団等 } の発注した公共工事

- ① 元請が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権を協同組合に譲渡する。
- ② 元請が、発注者に対して債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 元請が工事請負代金の債権を協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- ④ 協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑤ 協同組合は、発注者に対して譲り受けた工事請負代金の請求をする。
- ⑥ 発注者は、債権譲受人である協同組合に工事代金を支払う。

2. 制度の手続き

- 所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけです。
必要書類用紙は、各地区（市）建設業協会にございます。
- 貸付金利は、貸付け金額に応じ、年 2.2%～2.85%です。
※事務手数料 0.07%～0.15% が加算されます。金利は情勢により変動します。

貸 付 金 額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1 億円超
金 利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

3. 制度の特色

- *早い 借入申込後、数日で貸付けが受けられます。
- *便利 出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付が受けられます。

県・宮崎市・串間市・小林市・えびの市
上記の発注工事については保証人不要です。
県発注の手続き書類と同様になります。（工事履行報告書の提出が必須。）

H Pにも詳しく記載しています。ご不明な点等がございましたらお問合せください。

宮崎県建設事業協同組合

〒 880-0805 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 9 - 1 9 宮崎県建設会館 2 階
TEL.0985-23-3691 FAX.0985-23-3599
URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 平成25年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

近年、1 級・2 級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を開催しています。

講習会は、財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

平成25年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程	1 級学科講習 6日間
	平成25年5月15日（水）～5月17日（金） 平成25年5月29日（水）～5月31日（金）
	2 級学科講習 6日間
	平成25年7月17日（水）～7月19日（金） 平成25年7月24日（水）～7月26日（金）
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 全国技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の履歴申請について

来年度から講習会の履歴の代行申請が一部変更になります。宮崎県技士会主催の講習会は、カードリーダーによる代行申請を実施しています。講習会終了後にCPDS技術者証をカードリーダーで読み取り、カードがない場合は受講証明書を発行、後日、本人様に履歴申請していただいております。しかし、来年度から実施機関が代行する講習会の履歴申請は、すべて実施機関が行うことになります。受講証明書があっても、受講者からの履歴申請はできなくなります。当日CPDS技術者証のない方は、講習会終了後2日以内に宮崎県技士会にCPDS登録番号を連絡していただき、宮崎県技士会が履歴申請することになります。講習会を受講し、履歴を申請するには、CPDS技術者証かCPDS登録番号の提示が必要となります。

建 退 共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）について

建退共の『現場標識（シール）』（黄色い台紙、裏面ノリ付き）は、工事現場が建退共制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示すため、現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲示してください。

特に、公共工事を受注した場合は、工事施工体制の検査等の際に現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。建退共制度の加入促進、周知徹底を図るためでもありますので、必ず掲示していただくようお願いします。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除く。日南地区、串間市は会員のみ。）、又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）見本

※サイズがA 3とA 4の2種類あります。

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

工 事 名

発 注 者 名

事 業 所 名

契約者番号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3階 ☎ 0985(20)8867

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ） ★
★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ） ★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (10月の状況)
	社	名		冊	件	千円	千円
10月末計	3,044	47,621	前年度累計	391,458	44,192	26,232,759	112,514,713
加 入	6	109	当 月 分	655	99	81,509	69,449
脱 退	45	96	24 年 度 分	5,612	919	788,780	379,353
11月末計	3,005	47,634	累 計	397,070	45,111	27,021,539	112,894,066

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（11月分）

1. 適 用

(平成24年11月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
310 社	3,593	554	4,147

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	17	3,844,100	219	62,317,500
	失 権 者	3	1,275,000	71	11,073,100
選 択 一 時 金		13	10,540,700	74	53,765,200
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		13	1,916,500	181	25,274,300
遺 族 一 時 金		0	0	3	403,000

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,841	1,220,749,900	5,739	1,172,385,700	42	25,939,100	60	22,425,100

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	13,466,117,490 円
----------	------------------

建 災 防

1. 会員証明書と計画的な有資格者育成について

優良な有資格者等の育成については建設産業の重要な課題でもあり、企業経営においても必要不可欠な事項になっています。

建設産業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在などによって死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、労働災害を防止するために必要不可欠な安全衛生教育等への投資を惜しみなく行うことは「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

さて、平成26・27年度の「宮崎県入札参加資格審査」におきましても、前回と同様に当協会支部の会員事業場が当協会支部主催の各種講習会等（平成23年9月～平成25年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講している実績がある場合のみ、当協会支部の「会員証明書」を発行することになります。

会員事業者の皆様方におかれましては、今後数年間の退職予定者等を考慮して頂いて、計画的な有資格者育成をお願いします。

2. 平成25年度の各種技能講習の特徴について

平成25年度から新規に「車両系建設機械（整地・掘削）運転業務従事者安全衛生教育」「自由研削砥石（グラインダ）の取替え等の業務に係る特別教育」「新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」を実施致します。

平成25年前半の各種技能講習会予定

開催日	講習等名	開催場所
1月11日 ～12日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
1月18日 ～19日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
1月25日 ～27日	高所作業車運転技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
2月1日 ～2日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
2月8日 ～10日	不整地運搬車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
2月15日 ～16日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
2月22日 ～24日	高所作業車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1

開 催 日	講 習 等 名	開 催 場 所
3月4日 ～9日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習【6日間】	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月3日	熱中症予防指導員研修	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月5日 ～6日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月9日 ～10日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
4月12日 ～13日	ローラーの運転の業務に係る特別教育	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
4月16日 ～17日	職長・安全衛生責任者教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月19日 ～20日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月23日 ～24日	足場の組立て等作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
4月26日 ～27日	高所作業車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月8日	熱中症予防指導員研修	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
5月10日 ～11日	不整地運搬車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月14日	車両系建設機械（整地・掘削）運転業務従事者安全衛生教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月17日 ～18日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月21日 ～22日	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
5月24日 ～25日	高所作業車運転技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
5月28日 ～30日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月4日 ～5日	足場の組立て等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月7日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月11日	熱中症予防指導員研修	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月12日	低圧電気取扱い業務特別教育	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
6月14日 ～15日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
6月18日 ～19日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1

開催日	講習等名	開催場所
6月21日 ～22日	高所作業車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月25日	丸のこ等取扱い作業従事者教育	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
6月27日	自由研削砥石（グラインダ）の取替え等の業務に係る 特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月2日	熱中症予防指導員研修	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月5日 ～6日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月9日 ～11日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月17日	ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月19日 ～20日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月23日 ～24日	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月26日 ～27日	不整地運搬車運転技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月30日 ～31日	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1

3. 宮崎労働局からのお知らせ

「労働保険料を分割納付されている事業主の皆様へ」

平成24年度第3期分の労働保険料の納付期限は

平成25年1月31日（木）となっています。

納付書がお手元に届きましたら、日本銀行歳入代理店、又は郵便局でお早目の納付をお願いします。

※納付書は**1月中旬**に届く予定です。

なお、労働保険料等は「口座振替」で納付することができるようになりましたので、是非ご利用下さい。※25年度分1期分（全期分）の口座振替の申込手続期限は平成25年2月下旬迄となっています。

労働保険料の納付、口座振替のことも含めまして、労働保険に関してお尋ねしたいことがありましたら、何でも結構ですので下記までご連絡ください。

宮崎労働局 労働保険徴収室
電話0985-38-8822

火薬保安協会

1. 平成24年火薬類事故（速報）

〔Ⅰ〕 総括表（取扱・種類別一覧表）（平成24年12月17日現在）

項 目		事 故 件 数		死 亡 者 数		負 傷 者 数	
取 扱	種 類 別	件 数	計	人 数	計	人 数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	4	5 4	0	0	1－2	2－3 2
	煙 火	3		0		1－2 6	
	が ん 具 煙 火	7		0		0－4	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
そ の 他 事 故	産 業 火 薬	1	2	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	1		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	5	5 6	0	0	1－2	2－3 2
	煙 火	3		0		1－2 6	
	が ん 具 煙 火	8		0		0－4	

〔Ⅱ〕 事故一覧（産業火薬の消費中、その他の事故のみ）

1 消費中						事 故 概 要	
番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要	
1	3月28日 14:45頃	東 京 都 青 梅 市	0	0-1	C	採掘のための発破作業において、14時40分に装薬作業が終了し、14時45分に点火したところ発破による飛石が、発破方向正面140mの位置で見張りをしていた作業員に当たり、腰部打撲の負傷を負った。	
2	4月4日 12:00頃	佐 賀 県 唐 津 市	0	1-0	C	採石場で装薬完了後、11時55分に発破開始のサイレンを鳴らし、5分後に点火した時に、点火者(被災者)が後方へうつ伏せの状態に倒れた。倒れた場所にあった岩石（こぶし大の埋もれた尖った石）に顔面が接触し、それにより目の下を負傷し、同時に頸髄にも負傷を受けた。	
3	5月24日 12:00頃	秋 田 県 由利本荘市	0	0-1	C	採石場内で発破作業中、車両の後ろで点火を行った作業員が、点火後頭に飛石が当たり被災した（頭がい骨骨折）。発破母線は75m敷設されていた。付近に点火小屋が設置されていたが使用されていなかった。なお、着用していたヘルメットに2cmのヒビが入っていた。	
4	6月22日 15:00頃	岩 手 県 八幡平市	0	0-0	C	採石場における発破で、15cm～20cmの飛石が300m先の民家の屋根に当たり一部破損した。そのほか、周囲の水田にも飛石が50～60個程度飛散した。	
合 計		4 件	0	1-2			

2 その他の事故（産業火薬）						事 故 概 要	
番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要	
1	4月21日 16:00	長 野 県 佐久郡南牧村	0	0-0	C	物置に存置された不用品を焼却していたところ、火薬類があると知らず爆発した。このため、他にも火薬類があるかどうか物置内を探したところ、複数の工業雷管を発見した。	
合 計		1 件	0	0-0			

大きな声で 再確認 手順を守って 『点火よし!』

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）

西日本建設業保証㈱

宮 崎 支 店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	541	▲4.8%	9,901	▲6.7%	2,899	▲0.7%	95,729	10.2%
平成23年度	568	▲0.7%	10,613	▲20.7%	2,918	0.4%	86,878	▲14.3%
平成22年度	572	6.5%	13,379	▲3.4%	2,905	▲18.1%	101,371	▲10.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

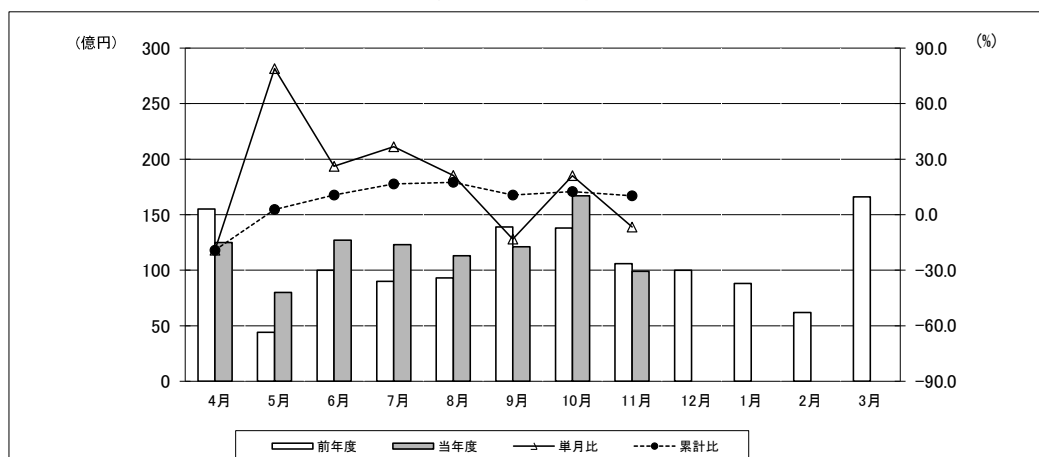
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	31	29.2%	1,806	29.2%	291	28.2%	25,379	33.8%
独立行政法人等	3	▲25.0%	335	27.6%	46	31.4%	12,898	22.0%
県	188	6.2%	3,750	▲13.1%	966	▲6.7%	28,304	3.5%
市 町 村	310	▲13.2%	3,771	▲3.3%	1,557	▲2.4%	27,372	0.6%
その他の	9	50.0%	236	▲67.8%	39	50.0%	1,774	▲36.4%
計	541	▲4.8%	9,901	▲6.7%	2,899	▲0.7%	95,729	10.2%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	110	▲3.5%	2,467	11.1%	648	2.4%	22,731	17.2%
高 岡	5	▲75.0%	43	▲87.1%	79	▲28.2%	1,072	▲36.8%
西 都	40	5.3%	637	35.8%	150	3.4%	3,128	8.2%
高 鍋	23	▲37.8%	548	▲29.4%	159	▲1.9%	8,102	15.5%
日 南	46	21.1%	637	▲1.1%	195	▲0.5%	4,692	28.3%
串 間	32	113.3%	458	152.3%	124	14.8%	2,133	9.6%
都 城	63	▲18.2%	821	▲47.6%	353	▲2.5%	7,971	▲11.4%
小 林	71	73.2%	1,322	173.8%	319	15.2%	7,394	32.9%
日 向	70	▲6.7%	1,271	▲27.2%	379	▲0.8%	20,169	32.9%
延 岡	41	▲29.3%	1,262	▲19.6%	288	▲6.2%	14,852	▲12.1%
西 臼 杵	40	▲27.3%	429	▲29.8%	205	▲13.1%	3,479	▲4.8%
計	541	▲4.8%	9,901	▲6.7%	2,899	▲0.7%	95,729	10.2%

< 月別請負金額（前払保証分） >



2. 中間前払金制度のご案内

～年度末の資金繰りに
一括現金扱の中間前払金をご活用下さい～

中間前払金とは当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。
工期が2分の1を経過し、出来高が50%以上になったときに請求することができます。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、新富町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。
中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年11月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国土交通省	3	285,789	50.0%	11.1%
国立大学法人	4	2,579,850	0.0%	▲36.0%
宮崎県	81	4,445,928	▲16.5%	▲21.3%
宮崎市	26	1,181,925	▲18.7%	2.5%
都城市	10	513,585	0.0%	▲18.0%
延岡市	19	532,248	5.6%	▲9.0%
小林市	3	55,597	0.0%	87.4%
串間市	1	23,761	<	<
美郷町	2	53,025	100.0%	81.1%
椎葉村	1	45,885	<	<
その他	2	81,858	0.0%	▲67.5%
計	152	9,799,454	▲11.6%	▲22.7%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

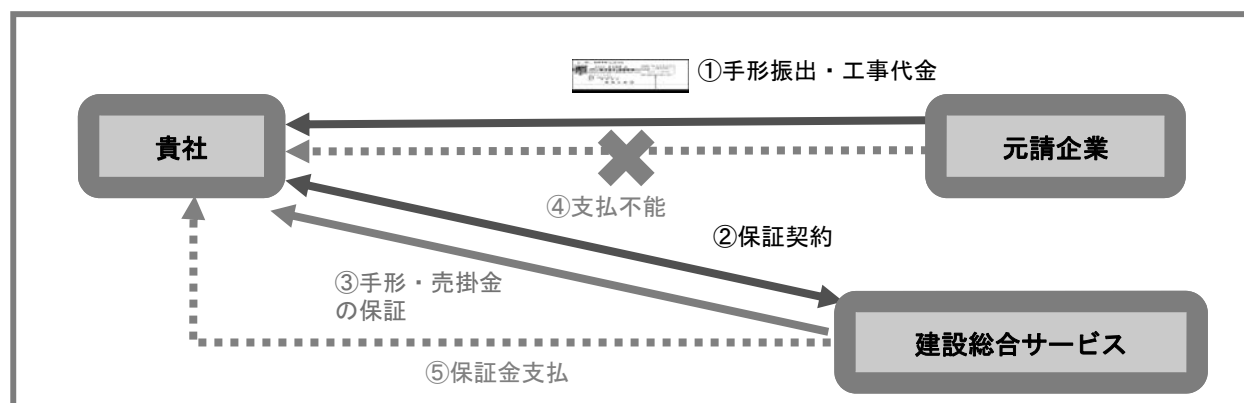
3. 保証ファクタリングのご案内

- ・取引先との工事代金債権等でお悩みの方へ
焦付防止・連鎖倒産防止にご活用下さい。
- ・年末、年度末の資金繰りに是非ご利用下さい。

○ 本制度は、平成22年3月に国土交通省が下請建設企業、資材販売企業の経営安定や連鎖倒産防止を目的に創設された債権保証事業です。

○ 元請建設企業の倒産等で、保有する債権が支払われない場合に備え、ファクタリング会社が当該債権を保証します。

※当事業の実施期間は平成25年3月31日までとなります。



<制度のメリット>

1. お支払いいただく保証料に国から助成金が支出されるため、低額でご利用いただけます。
2. お取引先に知られることなく、安心して債権保証が図られます。
3. 約束手形1枚ごと、売掛債権1件ごとに申込いただけます。
4. 一次下請に限らず、二次・三次下請の場合でも利用できます。
5. 手形保証の場合、ご希望により手形割引にも対応します。

※お取引には各種条件がございますので、詳細は下記までお問合せ下さい。

●お問合せ先：(株)建設総合サービス（西日本建設業保証(株)100%出資会社）
金融事業部（貸金業登録大阪府知事(2)第12785号）
電話 06-6543-2843 URL <http://www.wingbeat.net>

講習会のご案内

1. 1・2 級建設業経理士「登録講習会」の開催について

社団法人宮崎県建設業協会

財団法人建設業振興基金が創設・実施している登録建設業経理士講習会について、H20経審改正による自主監査の評価や継続的学習の講習内容、また、1 級建設業経理士の受験対策講習にもなることから、本年度も、下記日時において実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、申込書並びに制度概要等につきましては、本会ホームページをご覧ください。

記

		1 級建設業経理士登録講習会	2 級建設業経理士登録講習会
1.	開催日時	平成 25 年 2 月 7 日（木） 13:10 ～ 17:10	平成 25 年 1 月 30 日（水） 9:50 ～ 16:50
2.	場 所	宮崎県建設会館 5 階 「会議室」	
3.	対 象 者	1 級建設業経理士合格者	2 級建設業経理士合格者
4.	受 講 料	宮崎県建設業協会員 3,000 円（差額 協会負担） 非会員 15,000 円	
5.	当日持参	受講料、写真（縦 4cm × 横 3cm：白黒可）	
6.	講習内容	下 記 参 照	
7.	申 込 先	宮崎県建設業協会 FAX 0985-23-6798	
8.	申込締切	開催日 5 日前（土日含む）	
9.	申 込 書	宮崎県建設業協会 HP からダウンロード可	

1 級 建設業経理士 登録講習会 カリキュラム

◆カリキュラム

時 間	内 容
(210 分)	講義「監査論と内部統制」 平成 20 年 4 月から施行されている改正経営事項審査制度においては、財務諸表の虚偽や誤謬を防止する観点から、会計監査人設置会社、会計参与設置会社に加え、自社の財務諸表についての自主監査を行う企業についての加算措置が新たに創設されました。 講義では、これらの趣旨を踏まえ、監査とは何か、その目的と役割、実施の手順等につき解説するとともに、建設企業における内部統制とは何か、必要な手続と組織、評価方法、財務諸表チェック等についての解説を行います。 講義「建設企業の経営実務」 企業会計の最新情報等をはじめとして、企業経営に役立つ最新情報についての解説を行います。本講習会においては、主に「工事契約に関する会計基準」についての講義が中心となり、基準の解説と適用に当たったポイント、導入に係る問題点とその解決、経営戦略上のデータ管理手法等についての解説を行います。
(30 分)	終了確認 講習内容習得されたことを確認します。

(注意事項)

- 当日は、筆記用具及び計算機をお持ち下さい。

2 級 建設業経理士 登録講習会 カリキュラム

◆カリキュラム

時 間	内 容
(330 分)	1. 登録建設業経理士の業務と担うべき役割 - 現代における企業経営と経理部門の役割、登録建設業経理士の役割 - 適正な会計処理と、財務分析を行うことの必要性 - 経営事項審査における「自主監査」とは何か 2. 建設業の経理実務に必要となる、財務諸表論と財務分析の知識 ① 財務諸表論・財務分析概論 - 会計のトライアングル体制／会計公準／企業会計原則／会計基準 - 収益／費用（収益認識、期間費用の処理 etc） - 資産／負債／純資産 - 引当金（貸倒引当金、退職給付引当金、工事損失引当金） - 金融商品会計（金銭債権／債務の評価、有価証券の評価） - リース取引 - 外貨建取引等 - 税効果会計 - 財務諸表作成（正常営業循環基準／1 年基準、営業損益計算／経常損益計算／純損益計算） - キャッシュ・フロー - 財務分析 ② 問題演習等 - 個別計算問題等 - 決算整理→精算表作成→財務諸表作成→財務分析
(30 分)	終了確認 講習内容習得されたことを確認します。

(注意事項)

- 当日は、筆記用具及び計算機をお持ち下さい。
- 昼休みは 60 分です。また、午前と午後ともに休憩があります。

2. 平成24年度 2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内

社団法人宮崎県建設業協会

従来実施しておりました2級経理士特別研修は18年度をもって終了いたしました。2級の受験準備講座開催要望が多数あり、本年度も下記日時に実施することにしたので、受講希望の方は、ご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、申込人数によっては開催できない場合もございますので、予めご了承くださいませよう重ねてお願いいたします。

記

1. 開催日時 平成25年1月23日（水）～25日（金）
2. 開催場所 宮崎県建設会館5階
3. 申込期間 平成24年12月27日（木）～平成25年1月21日（月）まで
4. 申込先 宮崎県建設業協会 FAX 0985-23-6798
5. 詳細 下記概要参照

2級建設業経理士受験準備講座 概要

①講座内容 ※講義時間 9:30～16:30

時 間 割	カ リ キ ュ ラ ム
第1日目	・3級の復習と建設業会計の基礎 ・工事原価の費目別計算と工事間接費の配賦 ・工事原価の部門別計算
第2日目	・主要取引の会計処理 （完成工事高、流動資産、流動負債、固定資産、引当金等）
第3日目	・主要取引の会計処理（株式会社会計、社債等） ・決算と財務諸表 ・本支店会計 ・模擬試験問題集を使用した演習

② 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者

③ 受講料

- ・宮崎県建設業協会会員 10,500円（差額協会負担）
- ・非会員 31,500円

※1 上記受講料消費税・テキスト代込

※2 受講料受講日に持参（協会領収書発行）

④ 講師 （財）建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者

⑤ 使用教材

- 1) 建設業概説書
- 2) 建設業会計講習・自習用テキスト
- 3) 建設業経理検定試験問題集・解答と解説
- 4) 建設業経理士検定試験 模擬試験問題集

書籍等のご案内

平成24年11月から建設業許可・更新等申請時に健康保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となりました！

新規・更新・追加・変更等

改訂21版 建設業の許可の手びき

編著 ● 建設業許可行政研究会

A 5 判・定価2,520円(本体2,400円)・図書コード3090・送料実費

●建設業の許可の要否、許可の種類、許可の申請手続、記載要領など申請実務手続きについて平易・簡潔にわかりやすく手びきする定本の最新版！

改訂のポイント

- 建設業者が建設工事の現場に掲げる標識(様式第29号)の改正
- 民法改正に伴う誓約書(様式第6号)、許可申請者の略歴書(様式第12号)の改正
- 許可申請書の添付書類に保険の加入状況の確認書類として「健康保険の加入状況を記載した書面」を追加

目次(抄)

第Ⅰ部 建設業の許可のあらまし

- 1 建設業を営むには許可が必要
- 2 建設業許可制度の概要について
- 3 許可を受けるための要件について
基準①経営業務の管理責任者としての経験を有する者を有していること
基準②各営業所に技術者を専任で配置していること
基準③請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
基準④請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
基準⑤過去において一定の法令の規定等に違反した者等でないこと
- 4 許可を受けるための手続について
1 法定書類
2 確認書類
3 申請手数料について
4 申請書類の提出先について
5 申請から許可等の処分がなされるまでに要する期間について
6 申請の取下げ手続について
7 審査結果の通知について
- 5 建設業許可業者に課せられる義務について
1 許可行政庁への届出義務について
2 標識の掲示、帳簿の備え付け・保存及び営業に関する図書の保存義務について
3 契約締結に関する義務について
4 工事現場における施工体制等に関する義務について
5 下請代金の支払いに関する義務について
- 6 建設業法施行規則の改正による様式等の変更のポイント

第Ⅱ部 記載例と記載要領

- 1 申請書類の記入上の一般的注意義務について
- 2 許可申請に必要な書類について
- 3 許可後の届出に必要な書類について
- 4 記載例と記載方法

参考法令

- 建設業法(昭和24・5・24法律第100号)〔抄〕
- 建設業法施行令〔昭和31・8・29政令第273号〕〔抄〕
- 建設業法施行規則(昭和24・7・28建設省令第14号)〔抄〕
- 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件〔昭和47・3・8建設省告示第351号〕
- 建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件〔平成17・12・16国土交通省告示第1424号〕
- 建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件〔昭和63・6・6建設省告示第1317号〕
- 建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件〔昭和57・10・12建設省告示第1660号〕
- 建設業許可事務ガイドラインについて〔平成13・4・3国総建第97号〕
- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について〔平成13・4・3国総建第99号〕



株式会社 大成出版社
http://www.taisei-shuppan.co.jp/

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03(3321)4131 FAX 03(3325)1888
★弊社ホームページでもご注文いただけます。

●大成出版社の建設関係新刊図書のご案内およびご注文受付のお知らせ

改訂3版 建設リサイクル法の解説

編著◆建設リサイクル法研究会 A5判 定価2,940円(税込)のところ協会員特価2,646円(税込)

★建設リサイクル法の各条文に施行令、施行規則、解体工事業登録等省令、分別解体等省令、Q & Aを併せて収録して、わかりやすく解説！

条文ごとにその趣旨や内容のポイントを記述、用語の定義や対象建設工事の考え方、書面の記載内容などの関連するQ & Aもまじえて詳しく解説。

改訂版建設リサイクル実務Q & A

編著◆建設副産物リサイクル広報推進会議 A5判 定価2,940円(税込)のところ
協会員特価2,646円(税込)

★建設リサイクル法の内容や改正廃棄物処理法の内容、そして現場で直面する問題を、工事の段階ごとに体系化して分類・整理しました。

Q & A方式でそれぞれの疑問点に答えます！

改訂版Q & A 100で学ぶ建設工事の安全衛生管理

著者◆建設工事安全技術研究会 A5判 400頁 定価3,885円(税込)のところ
協会員特価3,496円(税込)

★「地震や津波の被害を受けた建築物等の解体時の安全対策」や「徐染特別地域等における放射線障害の防止対策」などに対応したQ & Aも新規書き下ろし！！建設工事関係者に欠かすことの出来ない安全衛生管理の知識をQ & A形式で解説！！

労働安全衛生法の計画届A to Z

編著◆村木 宏吉 A5判 184頁 定価1,890円(税込)のところ協会員特価1,701円(税込)

★「地震や津波の被害を受けた建築物等の解体時の安全対策」や「徐染特別地域等における放射線障害の防止対策」などに対応したQ & Aも新規書き下ろし！！建設工事関係者に欠かすことの出来ない安全衛生管理の知識をQ & A形式で解説！！

建設産業の再生と発展のための方策2012

編著◆建設産業研究会 A5判 定価1,680円(税込)のところ協会員特価1,512円(税込)

★平成24年7月に発表された「建設産業の再生と発展のための方策2012」を完全収録！！

建設業の紛争と判例・仲裁判断事例ー建設業紛争100選ー

編集発行◆公益財団法人建設業適正取引推進機構 A5判 定価4,200円(税込)のところ
協会員特価3,780円(税込)

★建設業に関する判例・仲裁判断事例を体系的に整理し、100事例を精選して、それぞれの事件について、事案概要を図式化してわかりやすく説明し、裁判所(審査会)の判断と判決(仲裁)の意義までをまとめた関係者必携の図書！



申 込 書

コード	図 書 名	協会員特価	部 数
3090 新刊	改訂21版 建設業の許可の手びき A5判・定価2,520円	2,268円	部
3016 新刊	改訂3版 建設リサイクル法の解説 A5判・定価2,940円	2,646円	部
3052 新刊	改訂版 建設リサイクル実務Q&A A5判・定価2,940円	2,646円	部
3068 新刊	改訂版 Q&A100 で学ぶ建設工事の安全衛生管理 A5判・定価3,885円	3,496円	部
3053 新刊	労働安全衛生法の計画届 A to Z A5判・定価1,890円	1,701円	部
3071 新刊	建設産業の再生と発展のための方策2012 A5判・定価1,680円	1,512円	部
3060 新刊	建設業の紛争と判例・仲裁判断事例 A5判・定価4,200円	3,780円	部

※ 送料実費。ただし、ご注文額合計5,000円以上の場合は送料サービス。(消費税込)

平成24年 月 日

〒 -

所在地

会社名 部課名

発行元(大成出版社)の新刊等メールマガジンをご希望方はアドレスをご記入ください。

担当者名 E-mail

TEL FAX

ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法を下に弊社の営業活動に限って利用いたします。(7208019)

<申込先> 株式会社 大成出版社 営業管理部(担当中倉)

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11

TEL 03-3321-4002/FAX 03-3325-1888

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>